

再工不地域共生連絡会議 全国会議 文化庁説明資料



令和8年4月14日

文化庁における対応状況

- 釧路市における事案では、メガソーラーの開発を行っている事業者が、市で文化財の保護の事務を担当している部署に対し、文化財保護法に関する相談をしていたが、市として開発行為がタンチョウやオジロワシに与える影響について確認できないまま、工事が着工された。
- 一般的に、天然記念物が生息する地域における工事等については、事業者が事前に地元自治体に相談し、影響の確認の考え方等について助言を受けたうえで、天然記念物の滅失やき損につながらないことが確認できた状態で実施されるべき。
- 工事等の影響の確認が不十分なまま実施され、天然記念物の滅失やき損に至る事案を未然に防ぐため、**自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、令和7年3月末に各都道府県・指定都市の文化財担当部局に周知。**
- **市町村から事業者に対し適切に助言を行うことにより、影響の確認が不十分なまま、天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制。**

自治体

相談時の助言内容

- ✓ 事業地周辺に天然記念物が生息しているか？
- ✓ 工事等に伴い直接天然記念物に接触するか？
- ✓ 騒音や振動など、間接的に影響し得るか？ 等

- ✓ 工事等を行う時期における天然記念物の行動様態はどうか？（繁殖期か など）
- ✓ 現地環境の特殊性を踏まえて確認したか？ 等

助言

明確に伝えず

事業者

助言を踏まえた専門家への意見聴取等



助言の際に明確に伝えなかった観点で、確認に不備が生じるおそれ
Ex. 繁殖期に工事をするのに繁殖期の状況を確認していない 等

文化庁で助言の際の留意事項を整理し周知



- ・ 基本的な考え方や評価する際に留意すべき事項の周知
- ・ 留意すべき事項のチェックリスト化
- ・ 申請手続き等の図示

自治体

- ✓ 事業地周辺に天然記念物が生息しているか？
- ✓ 工事等に伴い直接天然記念物に接触するか？
- ✓ 騒音や振動など、間接的に影響し得るか？

- ✓ 工事等を行う時期における天然記念物の行動様態はどうか？（繁殖期か など）
- ✓ 現地環境の特殊性を踏まえて確認したか？ 等

助言

必要事項を丁寧に伝達

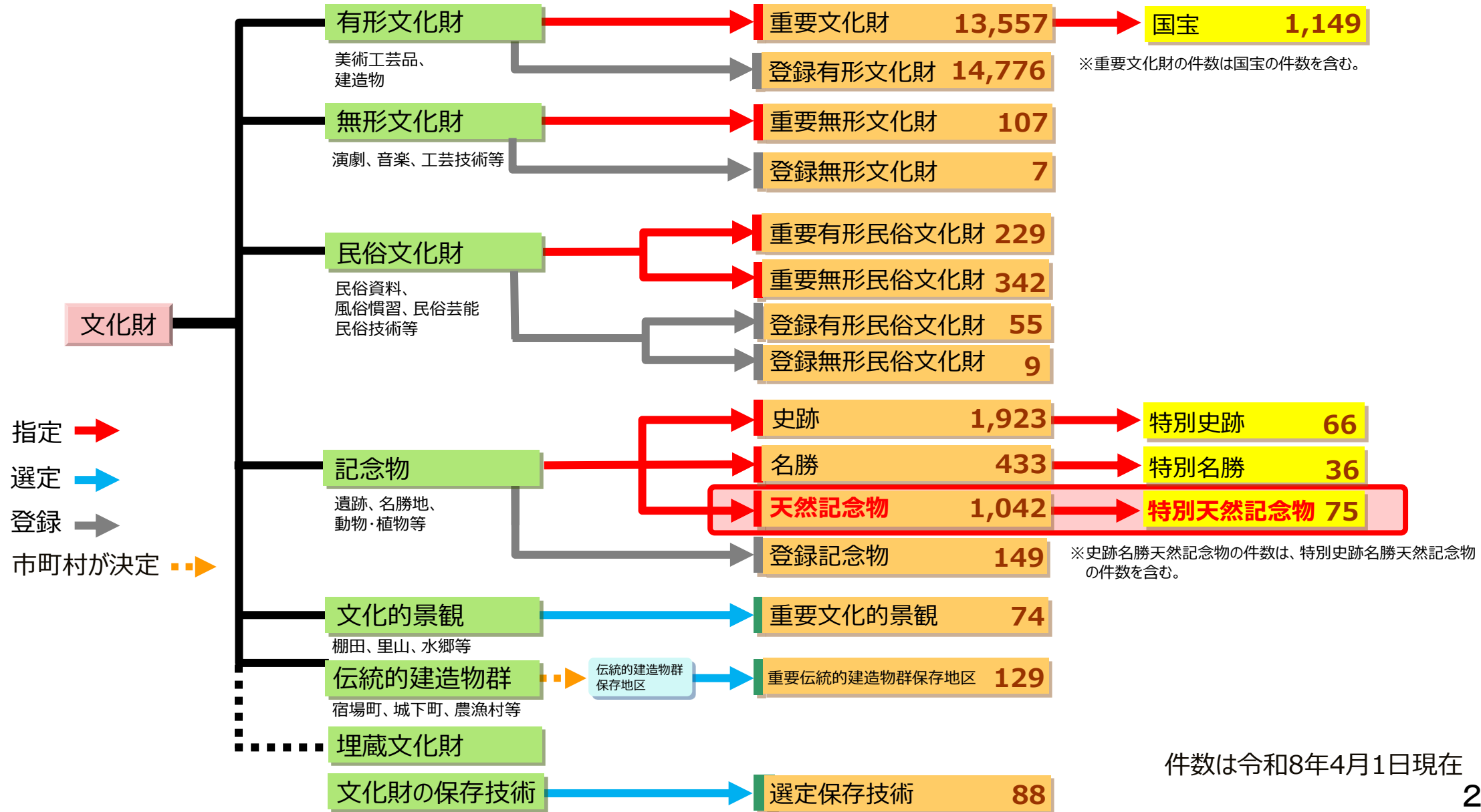
事業者

助言を踏まえた専門家への意見聴取等





文化財保護法における文化財の体系

- 文化財保護法に基づき、文部科学大臣が文化財のうち重要なもの等を指定・選定・登録し、その保護を図っている。
- 天然記念物は、遺跡や名勝地等を含む「記念物」の中でも、特に動物、植物、地質鉱物を対象としている文化財の類型である。



- 天然記念物は、学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物の中でも重要なものについて、文部科学大臣が地元自治体からの意見具申及び文化審議会への諮問・答申を経て指定する。
- 天然記念物の中でも特に重要なものは特別天然記念物として指定される。
- 釧路湿原周辺には特別天然記念物タンチョウ、天然記念物オジロワシが生息。

	天然記念物	特別天然記念物
対象	動物（動物そのもののほか、その生息地、繁殖地及び渡来地である土地も指定する場合あり） 植物（植物そのもののほか、その自生地である土地も指定する場合あり） 地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を指定する場合あり） で我が国にとって学術上価値の高いもの のうち重要なものとして文部科学大臣が指定するもの	天然記念物のうち特に重要なものとして文部科学大臣が指定するもの
基準	※動物の場合 以下のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの 一． 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地 二． 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地 三． 自然環境における特有の動物又は動物群聚 四． 日本に特有な畜養動物 五． 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地 六． 特に貴重な動物の標本	天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの
例	オジロワシ 【指定年月日】 天然記念物：昭和45年1月23日 ※地域定めずの指定 【指定基準】 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地（動物 二） 	タンチョウ 【指定年月日】 天然記念物：昭和10年8月27日 特別天然記念物：昭和27年3月29日 ※地域定めずの指定 【指定基準】 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地（動物 二） 

- 天然記念物等の文部科学大臣が指定した記念物については、直接的にその現状を変更したり、間接的にその保存に影響を及ぼそうとする場合、文化庁長官の事前の許可を受ける必要がある。
- ただし、保存に影響を及ぼす行為であっても、その影響が軽微である場合は、許可は不要。
- 許可を要する現状変更等を許可なく行った者に対しては、罰則があるほか、文化庁長官は原状回復を命じられる。

○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 （略）

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4～6 （略）

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

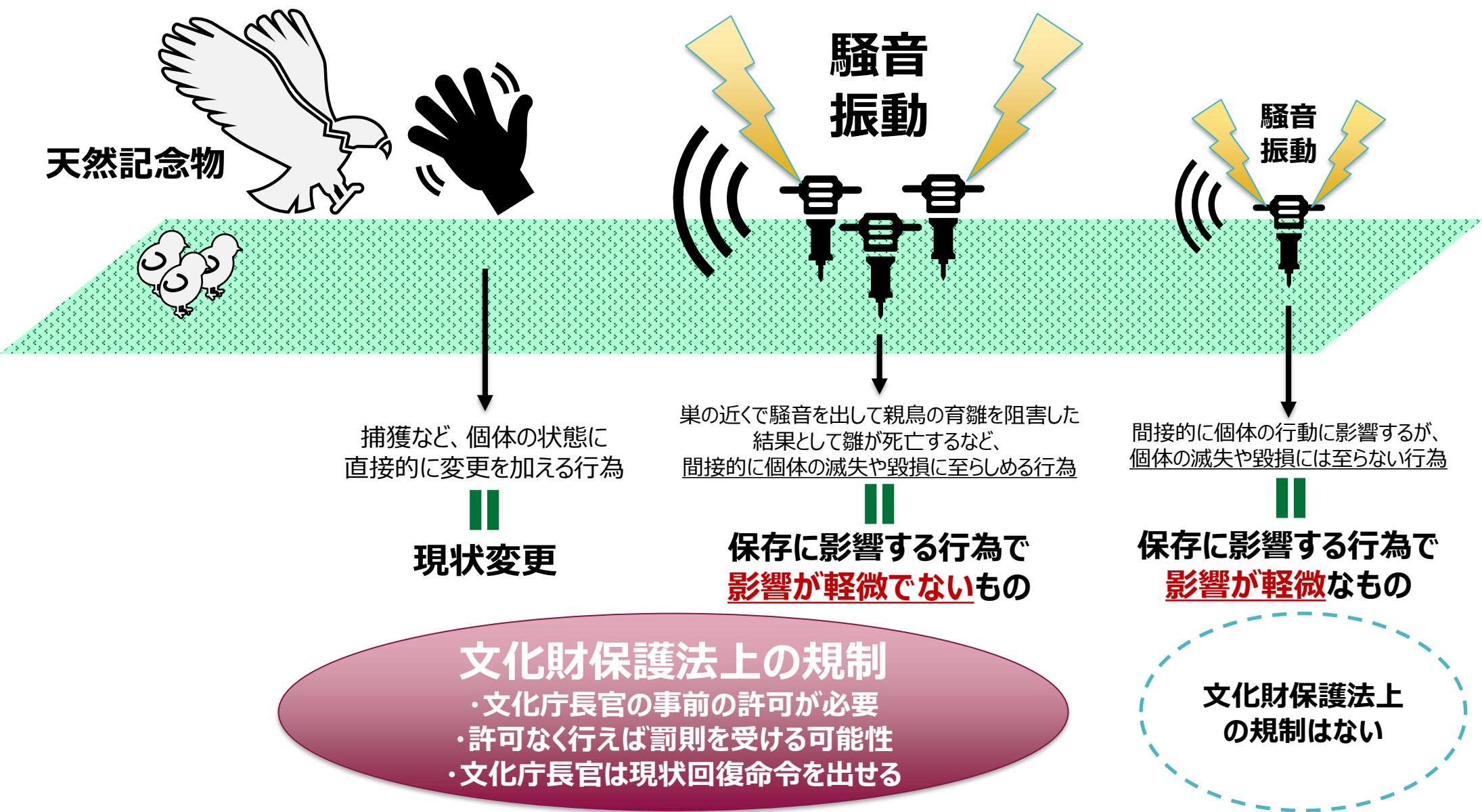
2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

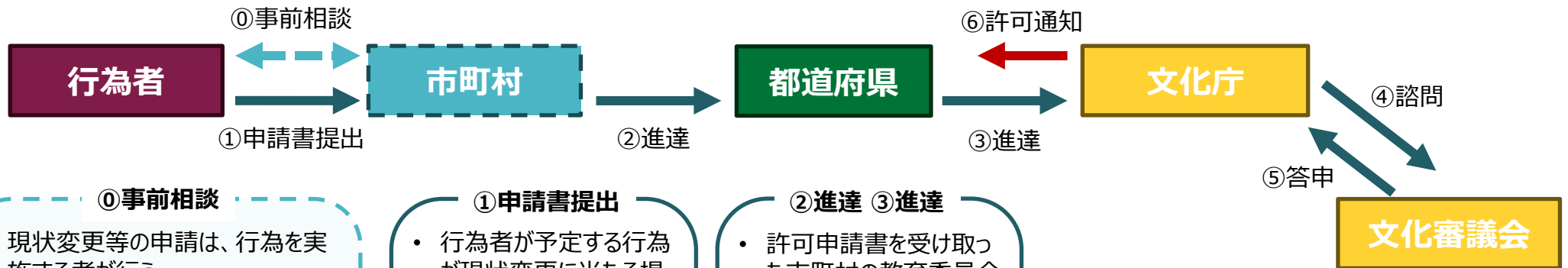
二 （略）

- 地域を定めずの指定の場合、天然記念物である個体に直接的に変更を加える行為が現状変更にあたる。
- 保存に影響を及ぼす行為については、行為が個体の滅失や毀損につながる密接な因果関係がある場合には、影響が軽微でないものとして規制の対象となる。



一般的な天然記念物の現状変更等の手続きの流れ

- 現状変更等の許可申請は、行為を行う者が、市町村及び都道府県の教育委員会を經由して文化庁に提出する。
- このため、天然記念物が生息する地域での工事等に際しては、あらかじめ天然記念物への影響について行為者が市町村の教育委員会に相談し、助言を受けることが一般的。
- 影響が軽微であるかどうかの確認にあたり、市町村の教育委員会は、当該天然記念物の生態や現地の状況に詳しい専門家の意見を聞いて進めるよう指導することが一般的。



①事前相談

- 現状変更等の申請は、行為を実施する者が行う。
- したがって申請の要否は、行為者が事前に確認すべきもの。
- 申請の要否を確認する方法に定めはないが、申請の窓口となる市町村の教育委員会に相談することが一般的。
- 天然記念物に及ぼす影響の確認については、行為が現地の当該動物等の滅失や毀損につながる恐れがあるか、その生態や現地の状況を踏まえて確認されることが適当。
- このため、市町村は現地の状況等に詳しい専門家の意見を聞くよう指導することが一般的で、必要に応じて調査等が実施されている。
- 公共工事等においては、こうした相談や影響の確認の過程で、影響が軽微となる工法へ変更する調整が一般的に行われている。

①申請書提出

- 行為者が予定する行為が現状変更に当たる場合や保存に影響を及ぼす行為であって影響が軽微でない場合は、文化庁長官宛の許可申請書を提出しなければならない（法第125条）。
- 許可申請書は、まず市町村の教育委員会に提出される。
- 許可申請書には、現状変更等を行う文化財の名称や許可申請者の氏名等の基本的な情報のほか、当該行為を必要とする理由、行為の内容及び実施の方法、行為が文化財に及ぼす影響に関する事項等を記載する。

②進達 ③進達

- 許可申請書を受け取った市町村の教育委員会は、許可の是非や許可に当たり付すべき条件等について意見を付し、都道府県に進達する（法第189条）。
- 都道府県の教育委員会も、許可申請に対する意見を付したうえで、文化庁長官に進達する（法第188条）。

④諮問 ⑤答申

- 文化庁長官が現状変更等の許可を行うに当たっては、あらかじめ文化審議会に諮問することとされている（法第153条）。
- 文化審議会では、必要に応じて各文化財類型の専門家組織される専門調査会での調査審議も経て、許可の是非や許可の条件について文化庁長官に答申する。

⑥許可通知

- 文化審議会の答申を受け、当該申請が許可すべきものであるときは、文化庁長官が許可通知を发出する。
- 許可通知は、許可申請書と同様に都道府県及び市町村を經由して行為者に届けられるが、行為は許可通知が发出された時点から実施することができることとなる。